

---

# 第3章 プランの内容

## 基本目標 1 個性を認めあう意識づくり

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、この理念にのっとり男女共同参画社会基本法が制定されました。平成11（1999）年に制定されたこの男女共同参画社会基本法により国や自治体が進めてきた各種施策により、男女共同参画の意識は広く浸透しつつあるものの、平成30年度に実施した「第6次羽生市総合振興計画前期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」によると、家庭や地域、職場等身近な地域社会において、固定的な性別役割分担意識\*やそれに基づく慣行等にとらわれている人がまだまだ多い状況にあります。（7ページ表参照）男女共同参画社会の実現にとって、男女が性別による差別的な取り扱いを受けず、互いの個性を認め合い、個人としての能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されることが必要です。

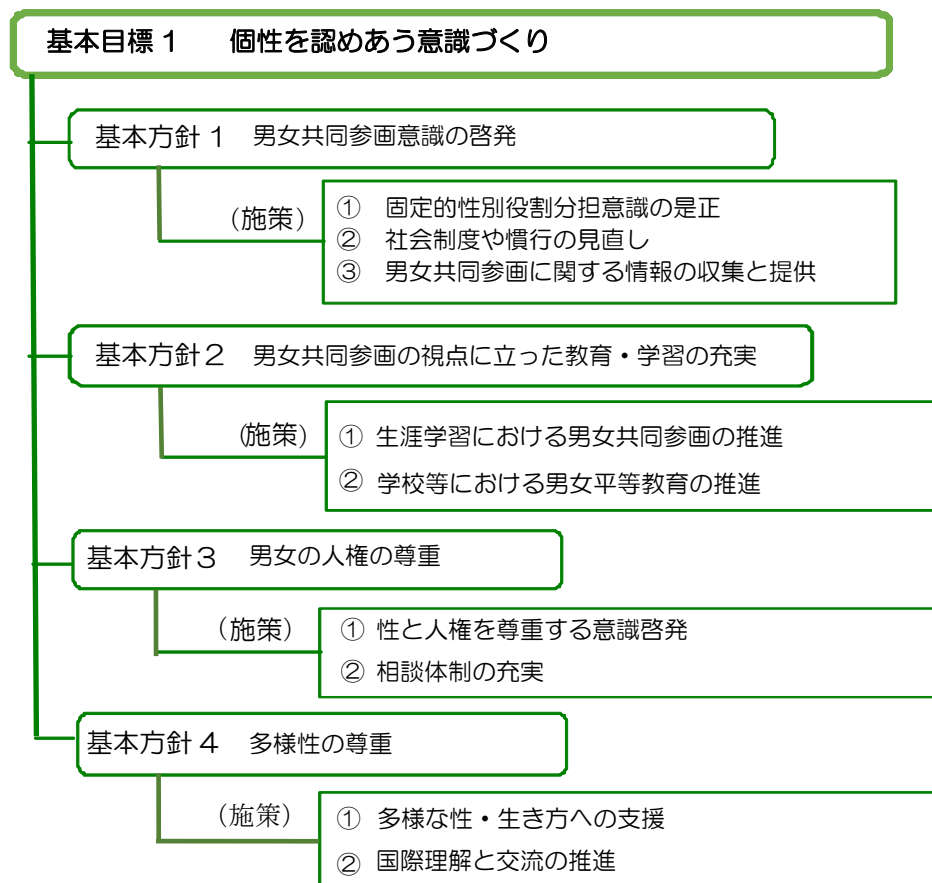
そのために、男女がともに固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく男女共同参画に対する理解を深めていけるよう、意識の啓発を推進します。また、性の多様性や国際化に伴う外国文化の理解についても、啓発に努めます。

学校においては、基本的人権を尊重する教育、そして、子どもたちの成長段階に応じた男女平等の教育を計画的な推進に努めます。

\* 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

### 【施策の体系】



## 基本方針1 男女共同参画意識の啓発

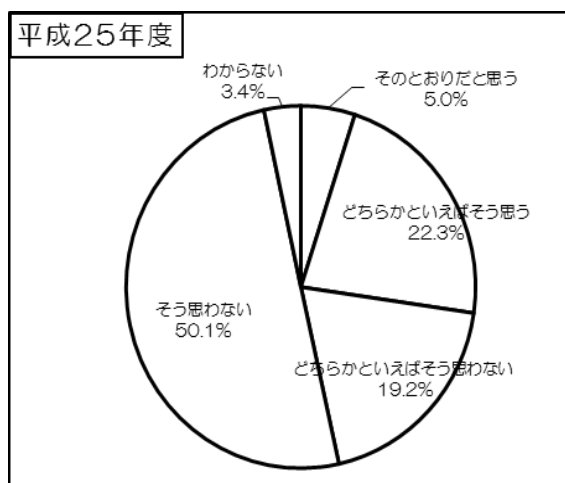
男女共同参画社会の実現には、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要です。

平成30年度に実施した「第6次羽生市総合振興計画前期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方が今も残っていると思いますか、という質問に「そのとおりだと思う」「どちらかといえばそうだと思う」と回答した人の割合は、平成25年度に実施した「第5次総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」と比較すると2.7ポイント減っています。依然として男女の役割を固定的にとらえる意識が地域社会に根強く残っており、このことが家庭や職場、地域等において様々な差別や負担の偏重を生んでいると考えられます。

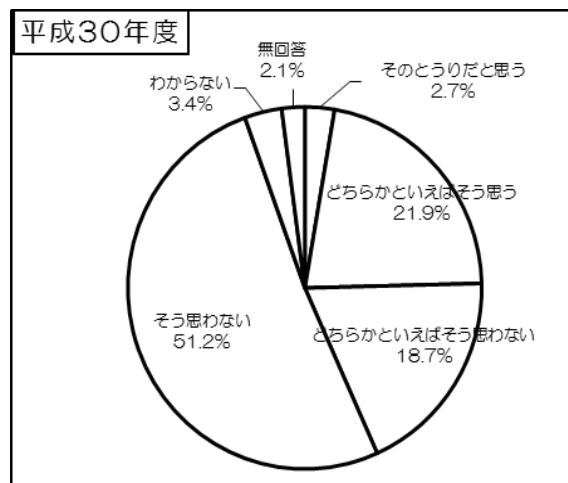
また、「分野別男女の平等感について」の慣習・しきたり・社会通念の分野においても、まだまだ「男性が優遇されている」と感じている人が多い状況です。（11 ページ表参照）

これらのことから、女性も男性も性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、あらゆる分野において共に参画できる意識の啓発が重要です。

### 【男は仕事、女は家庭】という考え方が今も残っていると思いますか？



(資料：平成25年度第5次総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査)



(資料：平成30年度第6次総合振興計画前期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査)

## 施策 1 固定的な性別役割分担意識の是正

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を是正するため、必要な啓発を進めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	情報紙・広報誌・ホームページ等による啓発活動の充実	固定的な性別役割分担意識を是正するため、情報紙・広報誌等を活用し、啓発の充実に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画情報紙「みらい」の発行</li> <li>「広報はにゅう」への啓発記事の掲載</li> <li>ホームページの活用による情報提供</li> <li>国の男女共同参画週間（6月23日～29日）や人権週間（12月4日～10日）にあわせた広報</li> <li>ツイッターやメール配信等の活用による情報提供</li> <li>関係各課と連携・協力した啓発の推進</li> </ul>	継続	人権推進課
2	学習機会の提供	セミナーや講演会等を実施し、固定的な性別役割分担意識の是正を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ひとひとのフォーラムの開催</li> <li>男女共同参画セミナーの開催</li> <li>女性センター（パープル羽生）主催事業の開催</li> <li>公民館等での講座開催</li> </ul>	継続	人権推進課 生涯学習課
3	市職員への啓発	研修会等により、市職員に対し男女共同参画の意識づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修会の開催</li> <li>文書等による啓発</li> </ul>	継続	総務課 人権推進課



## 施策 2 社会制度や慣行の見直し

男女共同参画の視点にたった社会制度や慣行の見直しがされるよう、啓発活動や研修会の開催等実施していきます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	情報紙・広報誌による啓発活動の充実	市民に対し、男女共同参画情報紙や広報誌等により、男女共同参画社会の形成に向けた啓発に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画情報紙「みらい」の発行（再掲）</li> <li>「広報はにゅう」への啓発記事の掲載（再掲）</li> </ul>	継続	人権推進課
2	学習機会の提供	各種学級・講座等を実施し、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行などの見直しを図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画セミナー等の開催（再掲）</li> <li>女性センター（パープル羽生）や公民館等での講演会や講座の開催</li> </ul>	継続	人権推進課 生涯学習課
3	進捗状況調査の活用	本プランの進捗状況を毎年度調査し結果を公表することによって、制度や慣行の見直しを図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>関係各課への調査結果の配布</li> <li>女性会議において、調査結果に基づく改善策の検討</li> </ul>	継続	人権推進課 全庁



### 施策3 男女共同参画に関する情報の収集と提供

必要な事業を実施するためには、市民意識の把握や、男女共同参画社会の形成に資する情報の収集が必要です。収集と同時に適当な情報の提供に努めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	市民意識の把握	市民意識調査を実施し、男女共同参画社会に向けての施策推進の資料とします。 ・市民意識調査の実施 ・市総合振興計画目標指標に関する市民アンケートの実施 ・人権意識市民アンケートの実施	継続	秘書広報課 企画課 人権推進課
2	情報の収集と提供	国、県や他市町村の活動状況や行事などに関する情報を収集するとともに、関係機関からの男女共同参画に関する情報を市民に提供します。また、女性問題に関する資料や出版物等を収集し、情報を広く提供します。 ・男女共同参画情報紙「みらい」の発行（再掲） ・「広報はにゅう」への啓発記事の掲載（再掲） ・情報の収集と提供	継続	人権推進課 図書館
3	情報活用能力(メディア・リテラシー*)向上への取り組み	性別役割分担意識や性別による差別、さらに暴力を助長するような表現の排除について市民へ呼びかけるとともに、情報活用能力(メディア・リテラシー)向上のための情報を提供します。 ・広報誌等を活用した情報提供	継続	人権推進課

\*メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。



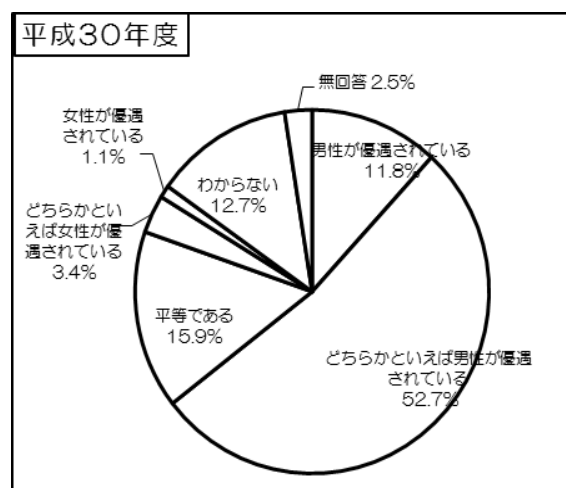
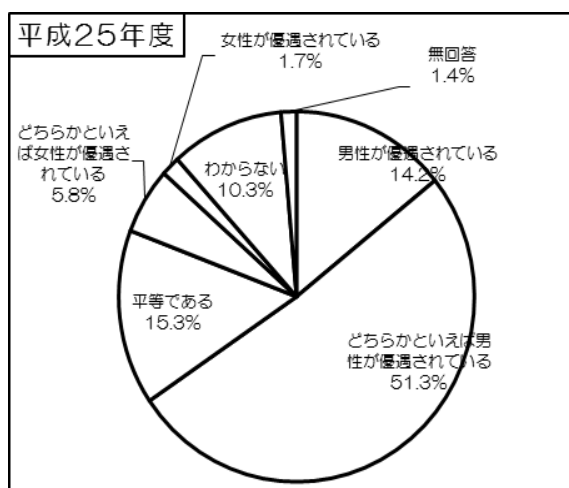
## 基本方針2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

意識や価値観は、成長に応じて形成されることから、人権意識や男女平等意識を育てるために家庭・学校・地域社会の中で教育の果たす役割は非常に大きくなっています。学校教育では、国の学習指導要領に基づく指導計画などにより、人権教育や男女共同参画の視点に立った指導が行われています。

平成30年度に実施した「第6次羽生市総合振興計画前期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」の「男性が優遇されている」「どちらかと言えば男性が優遇されている」と感じる人の割合は、平成25年度に実施した「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」と比較すると1ポイント減少し、64.5%となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や学校、地域における学習機会などを通じ男女共同参画や人権に関する教育・啓発を続けていくことが重要です。年代や生活の場に応じ、生涯を通じて学ぶことができる生涯学習体制の充実と、学習機会の提供に努めます。

### 【慣習・しきたり・社会通念などにおいて男女の地位は平等になっていると思いますか？】



(資料：平成25年度第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査)

(資料：平成30年度第6次羽生市総合振興計画前期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査)

## 施策 1 生涯学習における男女共同参画の推進

多くの方が生涯を通じて学ぼうとしています。学ぶ目的やきっかけは各々異なりますが、家庭や地域において、それぞれの場で男女共同参画を踏まえた学習機会の提供を図ります。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	人権尊重の教育の推進	<p>男女の固定的な役割分担意識の見直しや、男女共同参画社会の形成について、人権尊重の観点から男女平等に関する学習活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研究会、人権教育指導者研修会、講演会の開催</li> </ul>	継続	生涯学習課
2	家庭教育支援事業等の充実	<p>男女共同参画の視点を取り入れた事業の展開に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭教育支援事業の実施</li> <li>・「親の学習」講座の開催</li> <li>・PTA 家庭教育研修会の開催</li> <li>・研修会・講演会の開催</li> </ul>	継続	生涯学習課 学校教育課
3	家庭や地域における平等意識の醸成	<p>男女が共同して家庭や地域での生活を担う平等意識の浸透を目指した、学習機会等の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等意識を醸成する人権研修会等の開催</li> <li>・男女を対象として、女性の役割と考えられていた料理や片付け、掃除等についての講座を、女性センター（パール羽生）や公民館を会場に開催</li> </ul>	継続	人権推進課 生涯学習課
4	男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実	<p>男性も女性も一人一人が自分自身の能力を發揮できるようにするため、男女共同参画を踏まえた学習機会の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味の講座等各種講座の開催</li> <li>・各種サークル等団体の育成</li> <li>・生涯学習情報の提供</li> </ul>	継続	生涯学習課



## 施策2 学校等における男女平等教育の推進

子どもたちの人権意識を高め、男女の固定的イメージや性別役割分担意識を持つことがないように、また、性別にとらわれず多様な生き方ができるよう、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	教職員・保育士の研修の充実	個性を重視し、主体的な生き方を選択できる能力を身につけるための教育、男女平等の視点に立った教育や保育が行えるよう、教職員や保育士の研修の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等や女性の人権等の研修会の開催</li> <li>教職員や保育士など担当者研修の実施</li> </ul>	継続	学校教育課 子育て支援課 生涯学習課
2	男女共同参画の視点に立った授業の実施	各教科等において、人権を尊重した教育を実践し、児童生徒の男女共同参画意識を醸成します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点に立った授業の実施</li> </ul>	継続	学校教育課
3	一人一人の個性を生かした進路指導の充実	性別にとらわれず、生徒の個性と能力に合った進路が選択できるよう、適切な進路指導を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒の適性に合った進路指導</li> </ul>	継続	学校教育課
4	男女共同参画の視点に立った学校運営の推進	学校行事やPTA活動において、男女が共同で参画できる環境を整備します。また、諸表簿等においても男女混合名簿の継続利用等男女平等の視点に立った条件整備を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点に立った学校行事の実施</li> <li>男女平等の視点に立った諸表簿の作成</li> </ul>	継続	学校教育課 生涯学習課
5	保育所等における男女共同参画の推進	保育所や幼稚園に通う幼児に対して、人権を尊重した教育や保育を実践し、幼児期における男女共同参画意識の形成を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画の視点に立った保育や教育への取り組み</li> </ul>	継続	子育て支援課 学校教育課



### 基本方針3 男女の人権の尊重

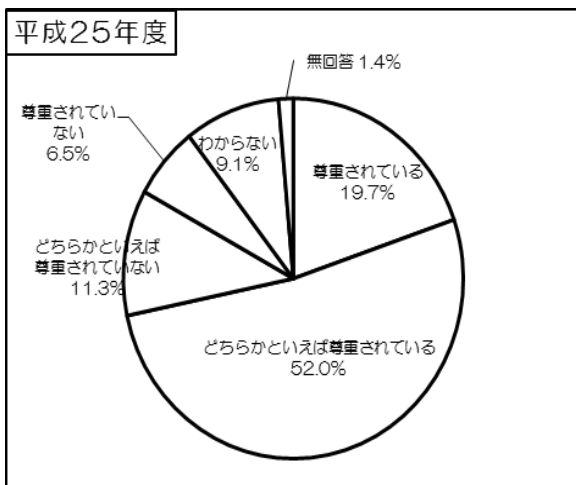
現在、女性をはじめ、高齢者、障がい者、同和問題等多くの人権課題があり、差別をされている人々、人権を侵害されている人々が多く存在します。

平成30年度に実施した「第6次羽生市総合振興計画前期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」の結果では、基本的人権が「尊重されている」「どちらかと言えば尊重されている」と感じる人の割合は、平成25年度に実施した「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査」と比較すると、2.5ポイント減少し約70%となっており、依然として「尊重されていない」と感じている人が3割近くもいます。

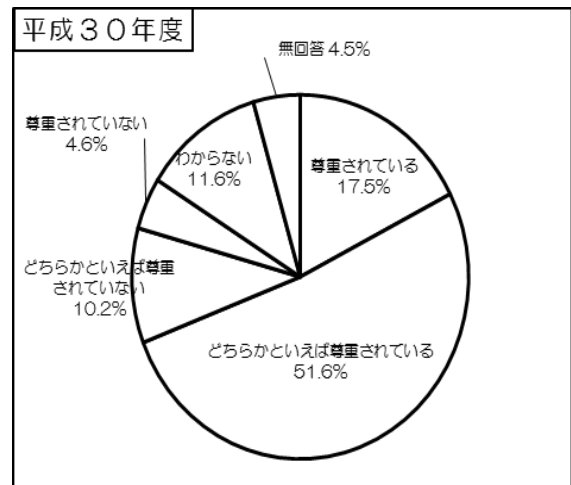
これらの問題を解決するためには、さらなる人権教育や人権意識の啓発、人権擁護を支援する体制の強化が必要であり、市民との協働による体制づくりなど、お互いに尊重し協力し合える地域づくりが大切です。

男女がひとりの人間として尊重され自信をもって生きていけるように、男女の人権、特に女性の人権についての認識を深め、真に尊重される社会を実現することが重要であり、今後も、男女が互いの人権を尊重しあい対等な関係が築けるよう、性と人権を尊重する意識の啓発を行うとともに、女性に対する人権侵害を考慮した相談体制の充実に努めます。

【今の社会で基本的人権は尊重されていると思いますか？】



(資料：平成25年度第5次羽生市総合振興計画後期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査)



(資料：平成30年度第6次羽生市総合振興計画前期基本計画の目標指標に関する市民アンケート調査)

## 施策 1 性と人権を尊重する意識啓発

男女がそれぞれの性の違いを認め合い、多様化する価値観を受け入れ、お互いの人権と性を尊重する意識の啓発に努めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	性と人権を尊重する意識啓発	<p>男女がそれぞれの性の違いを認めつつ互いに尊重しあい、個性を生かした生き方を選択できるよう、人権と性を尊重した啓発事業を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「じんけん」や「広報はにゅう」等への啓発記事の掲載</li> <li>・人権啓発研修会の開催</li> </ul>	継続	人権推進課 生涯学習課
2	性に関する教育の充実	<p>それぞれの性を尊重する意識を育てるために、成長段階に応じた性教育を行い、性に関する正しい知識や情報を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性に関する教育活動の推進</li> <li>・指導者に対する性教育研修の実施</li> </ul>	継続	学校教育課 健康づくり推進課



## 施策 2 相談体制の充実

市民一人一人が抱える悩みについて適切な相談支援が行えるよう、必要な体制の整備に努めます。また、相談を必要とする方々に相談窓口の情報が届くよう、周知に努めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	各種相談の充実	<p>それぞれのライフステージにおける様々な悩みに対して、適切に対応できるよう、専門性の向上や相互の連携を図り、相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談</li> <li>・健康相談</li> <li>・心の健康相談</li> <li>・心配ごと相談</li> <li>・人権相談</li> <li>・ひとり親家庭相談</li> <li>・高齢者総合相談</li> <li>・消費生活相談</li> <li>・法律相談</li> <li>・行政相談</li> <li>・結婚相談</li> <li>・乳幼児相談</li> <li>・家庭児童相談</li> <li>・教育相談</li> </ul>	継続	人権推進課 市民生活課 健康づくり推進課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 学校教育課
2	相談窓口の周知	<p>悩みや不安の解決の糸口が見つからず、困難を抱え込んでいる場合もあります。解決に向け動き出せるよう、市の相談窓口について周知に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種メディアの利用による周知</li> </ul>	継続	人権推進課 市民生活課 健康づくり推進課 社会福祉課 子育て支援課 高齢介護課 学校教育課

## 基本方針4 多様性の尊重

国の内外を問わず、考え方、宗教や文化、生き方、個性は様々です。これは地域においても同様です。

男女共同参画社会では、多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。性的少数者\*（LGBT等）は、性的指向や性自認を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。性的指向等を理由とした差別や偏見をなくすための知識や理解を深めることが求められています。

地域・学校・職場などで、多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくすよう啓発と相談支援等に取り組む必要があります。

また、男女共同参画社会の実現は、基本的人権の尊重に基づくものであり、世界共通の課題として国際的な動向とも連携した取り組みを行う必要があります。日常生活においてもあらゆる場面で国際化の進展がみられますが、性についての認識や男女共同参画についての意識は、その国や文化や宗教によって様々です。

在住外国人の男性も女性も、共に地域の一員として暮らしやすいまちづくりを推進するため、国際理解を深めるための教育の充実や国際情報の収集と提供に努め、異なる文化や価値観、生活習慣に対するお互いの理解や認識を深める交流等の推進を図ります。

\*性的少数者（LGBT等）

セクシュアル・マイノリティ (Sexual Minority) の日本語訳です。性的マイノリティともいいます。

具体的には、LGBT（女性の同性愛者 (Lesbian レズビアン)、男性の同性愛者 (Gay ゲイ)、両性愛者 (Bisexual バイセクシュアル)、性同一性障害者 (Transgender トランスジェンダー) の頭文字をとった総称。）などの人々をいいます。

### 【国籍別外国人登録人口】

(人)

	総計	ブラジル	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	パキスタン	タイ	アメリカ	ベトナム	その他
29年度	1,391	165	300	44	116	142	22	7	167	428
24年度	987	243	338	49	108	55	30	6	46	112

(資料：「統計はにゅう」平成24・29年版)

## 施策1 多様な性・生き方への支援

性的指向や性自認などについて多様な性のあり方を尊重し、性的少数者（LGBT等）についての理解の促進に努めます。また、相談を必要とする方々に適切な相談支援が行えるよう、必要な体制の整備に努めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	性的少数者についての理解促進のための啓発	LGBTなど性的少数者に対する理解を促進するため、啓発に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙「じんけん」や「広報はにゅう」、市ホームページ等への啓発記事の掲載</li> <li>・人権啓発研修会の開催</li> </ul>	新規	人権推進課 生涯学習課
2	性に関する相談体制の整備	性的指向や性自認などについて、相談に対応する職員や相談員の理解を深め、当事者が安心して相談できる体制に整備に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談</li> <li>・健康相談</li> <li>・法律相談</li> <li>・心の健康相談</li> <li>・心配ごと相談</li> <li>・人権相談</li> <li>・家庭児童相談</li> <li>・教育相談</li> </ul>	新規	人権推進課 市民生活課 健康づくり推進課 社会福祉課 子育て支援課 学校教育課
3	市職員等への性的少数者についての啓発	市民対応において適切な配慮ができるよう、市職員の性的少数者に対する理解の促進を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員人権研修</li> <li>・新規採用職員接遇研修</li> <li>・理解促進のための情報提供</li> </ul>	新規	総務課
4	市の手続き等における配慮	市への各種申請の際に、性別記入等による当事者の心理的負担の軽減を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等様式の適正化</li> </ul>	新規	全庁
5	性的少数者についての教職員への啓発と児童生徒への配慮	教職員の性的少数者に対する理解の促進を図り、児童生徒への配慮や学習環境の向上に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研究集会の開催</li> <li>・管理職等を対象とした研修の実施</li> </ul>	新規	学校教育課 健康づくり推進課 人権推進課

## 施策2 国際理解と交流の推進

男女共同参画社会の実現に向け、国は国際的な女性の地位向上に係る動きとも連動した推進をしています。市もこれらの動きを踏まえ、取り組みを行う必要があります。地域において、外国籍の市民との交流の機会もありますが、言語や習慣の違いから戸惑いを覚える人もいます。性についての認識や男女共同参画についての意識も、その国や文化や宗教によって様々です。

お互いの理解を深め、交流を進めることにより、共に地域の一員として暮らしやすいまちづくりを推進することが必要です。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	国際理解を深めるための啓発・教育の充実	<p>諸外国の文化についてなどの理解を深める学習や交流の機会を提供し、市民の意識の高揚を図ります。また、語学教育を通して、児童生徒のコミュニケーション能力を育成し、異文化に対する理解を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩瀬グローバルタウン構想の推進</li> <li>・村君英語村の推進</li> <li>・ALT（外国語指導助手）*の活用促進</li> <li>・異文化理解の促進</li> <li>・中学生の相互派遣による姉妹都市等との交流</li> </ul>	継続	まちづくり政策課 生涯学習課 学校教育課 秘書広報課
2	国際情報の収集と提供	<p>諸外国の男女共同参画の現状を知るため、その資料や情報を収集し、また、必要な情報の提供に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する各種国際情報資料の収集と提供</li> </ul>	継続	人権推進課 図書館
3	国際交流協会等の活動への支援	<p>姉妹都市交流事業等を通じ、外国の文化を理解する機会をつくり、男女共同参画社会づくりにつながる国際協力を推進します。</p> <p>また、在住外国人との交流を深めるため、交流パーティ等国際交流協会等が主催する事業への支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人向けガイドブックの作成</li> <li>・日本文化を踏まえた外国人との交流会の開催</li> <li>・外国人のための日本語教室の開催</li> <li>・民間レベルでの交流の支援</li> </ul>	継続	秘書広報課

\*ALT（外国語指導助手）

Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母国語とする外国人をさします。

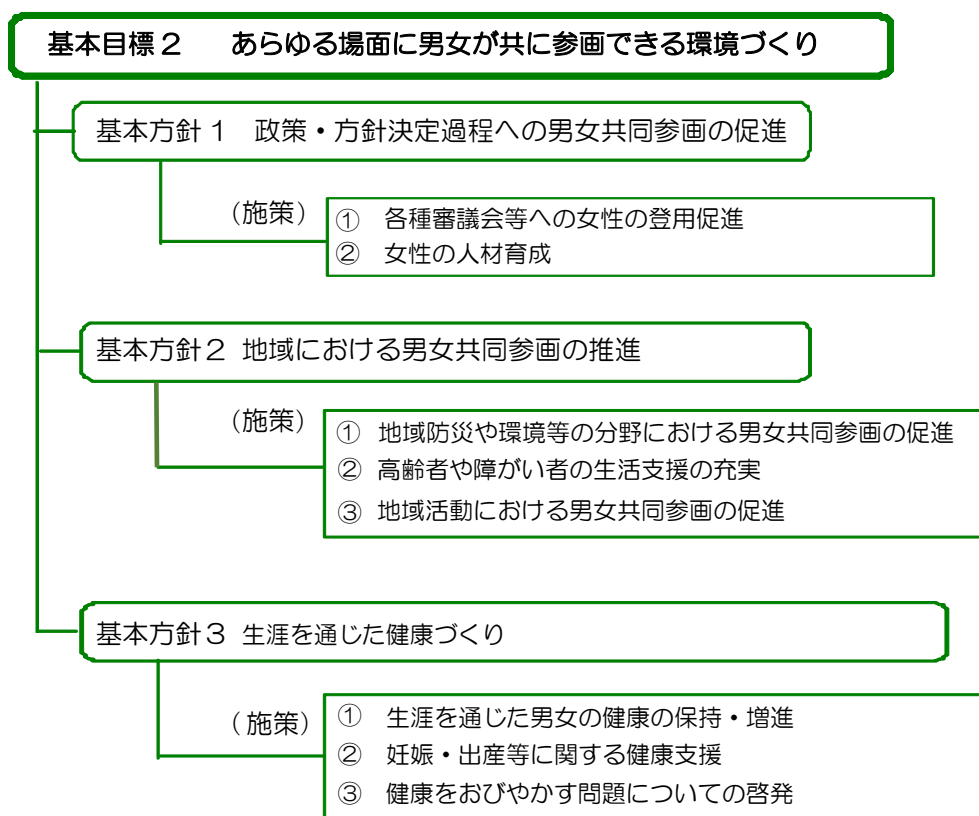
## 基本目標2 あらゆる場面で男女が共に参画できる環境づくり

男女が社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において参画することができる男女共同参画社会を形成するため、政策や方針決定過程での男女共同参画の促進に努めます。

また、これまで女性の参画が遅れていた防災や防犯、まちづくりなどの分野における男女共同参画の促進に努めます。

さらに、健康は、男女がともに自立して生きていくための基本的な要件であることから、健康を享受できるよう、健康の保持・増進の施策の充実に努めます。

### 【施策の体系】





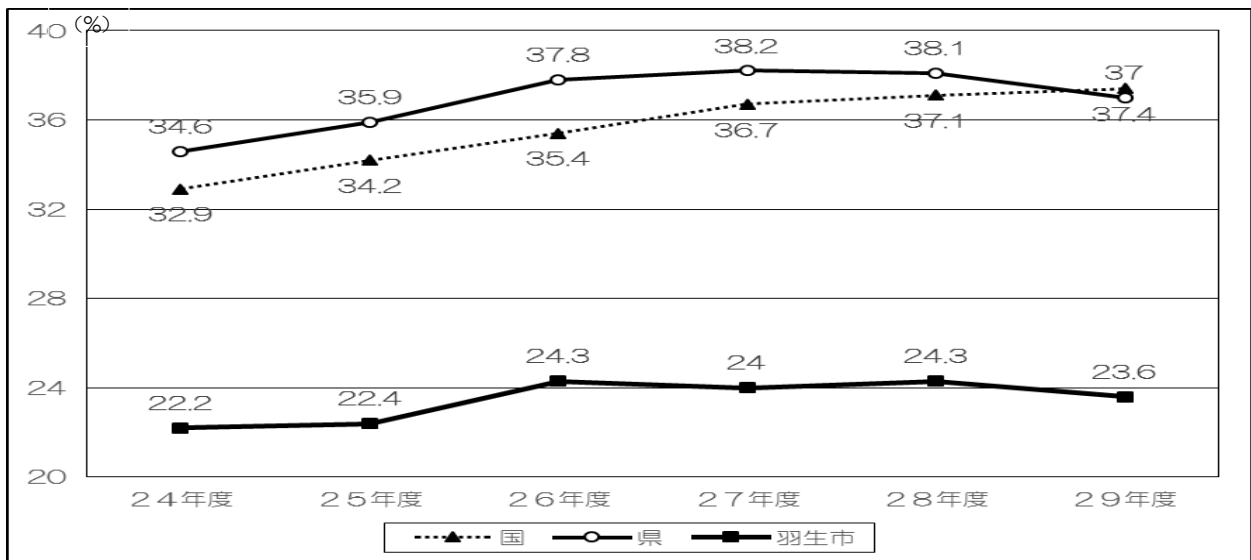
## 基本方針1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針決定の際には男性・女性双方の意思を反映することが重要です。市民一人一人が心豊かにいきいきと暮らせるまちづくりを目指すには、人口の半数を占める女性が積極的に社会活動に参画し、その考え方や意見をいかしていくことは欠かせません。

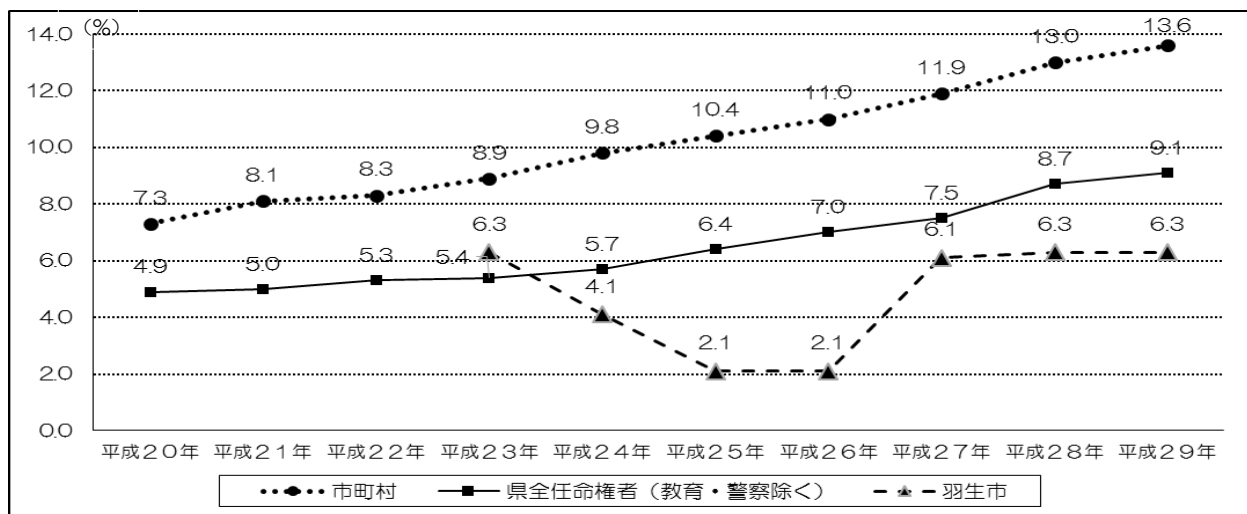
平成30年6月における本市の各種審議会等への女性の登用率は25.8%と依然と低く、女性委員のいない審議会等もあります。女性の意見が、政策や方針決定に反映されるよう各種審議会等における女性の比率を高めるため、具体的に委員の男女の割合を定める等、積極的な改善姿勢も必要です。

男女が自立して豊かに生きていける地域社会にするために、女性の人材育成と登用に努め、各種審議会等さまざまな分野で政策・方針決定の場へ積極的に女性の参画を進めていきます。

【審議会等委員への女性登用率の推移（国・県・羽生市）】



【管理職相当職以上の女性役付職員の割合】



（資料：平成29年度市町村における男女共同参画の推進に関する施策の推進状況調査結果）

【世界における日本の順位】

人間開発指数（2015）

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.949
2	オーストラリア	0.939
2	スイス	0.939
4	ドイツ	0.926
5	デンマーク	0.925
5	シンガポール	0.925
7	オランダ	0.924
8	アイルランド	0.923
9	アイスランド	0.921
10	カナダ	0.920
⋮		
17	日本	0.903

ジェンダー不平等指数（2015）

順位	国名	GII 値
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
6	ノルウェー	0.053
6	スロベニア	0.053
8	フィンランド	0.056
9	ドイツ	0.066
10	韓国	0.067
⋮		
21	日本	0.116

ジェンダー・ギャップ指数（2018）

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
4	フィンランド	0.821
5	ニカラグア	0.809
6	ルワンダ	0.804
7	ニュージーランド	0.801
8	フィリピン	0.799
9	アイルランド	0.796
10	ナミビア	0.789
⋮		
110	日本	0.662

（備考）1. HDI 及び GII は国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書 2016」、GGI は世界敬愛フォーラム「The Global Gender Gap Report2018」より作成

2. HDI は 188 ケ国、GII は 159 ケ国、GGI は 149 ケ国中の順位。

●人間開発指数（Human Development Index）：HDI

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数となっています。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、国民所得を用いて算出されます。

●ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）GII

保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されており、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするものです。値は、0 が完全平等、1 が完全不平等を意味していません。

●ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）：GGI

経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出されます。

※これらの数値は、各国の男女共同参画の進捗状況を数値化したもので、国の白書等で使われています。

## 施策 1 各種審議会等への女性の登用促進

市の政策や方針を決定する際、女性の参画を促進するため、庁内外への働きかけや人材情報の登録制や活用促進により審議会等への女性委員の登用を促進します。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	審議会等における女性委員の割合の向上	市の施策推進に重要な役割を持つ各種審議会等に多様な意見が反映されるよう、性別による偏りのない委員の登用を促進します。 ・審議会等における女性委員の構成割合の向上 ・すべての審議会等への女性委員の登用	継続	人権推進課 全庁
2	審議会等への公募委員の拡大	女性の市政への参画の促進と幅広く市民の意見を反映するため、公募委員の割合を拡大します。 ・審議会委員の公募拡大	継続	人権推進課 全庁
3	「女性人材リスト」の活用	審議会の委員や施策推進の場に性別による偏りなく委員を登用できるよう、専門的知識を持つ人材の登録制度「女性人材リスト」を充実し、「女性人材リスト」の周知・活用に努めます。	継続	人権推進課

## 施策 2 女性の人材育成

地域社会における政策や方針の決定過程において、女性の参画が不十分な状態であることから、女性が参画しやすい環境づくりが必要です。より多くの女性が、これまでの経験や能力を地域や市政にいかし参画できるよう、各分野で活躍している女性リーダーの人材情報を把握し、必要に応じて情報提供を行います。また、この制度の周知や女性の人材育成のための研修会開催などの事業を実施します。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	女性リーダーの把握と活用（人材登録制度の活用）	各分野における女性の人材に関する情報を収集して人材登録を促すとともに、その活用を図ります。 ・女性人材リストの充実と活用	継続	人権推進課 全庁
2	女性の人材育成のための研修・学習機会の充実	女性の市政への関心を高めるとともに、各分野への登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。 ・男女共同参画セミナー等の開催（再掲）	継続	人権推進課

## 基本方針2 地域における男女共同参画の推進

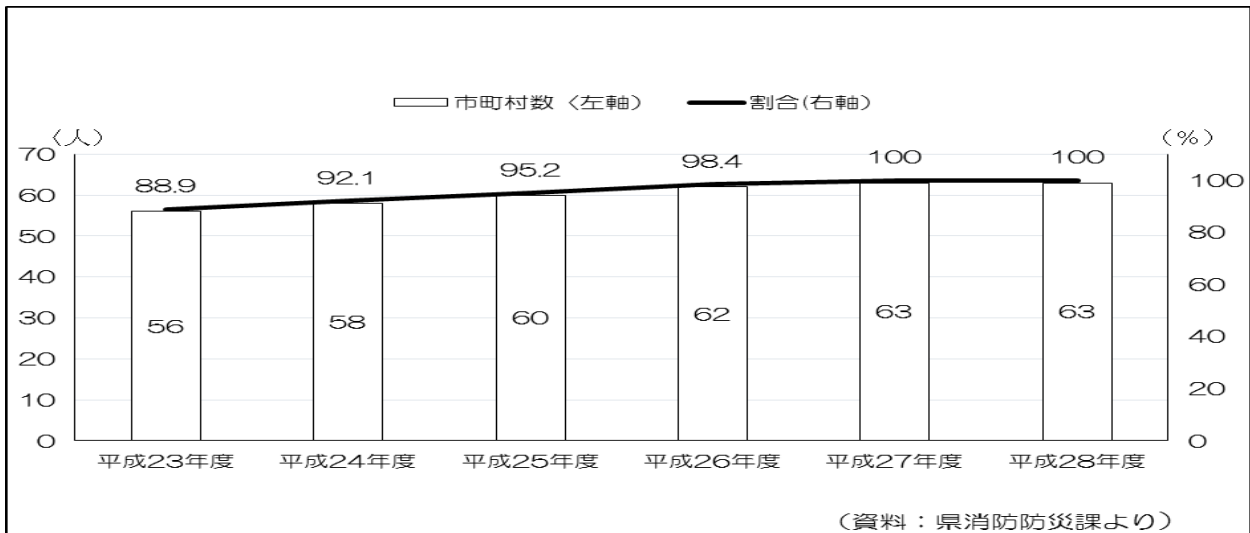
地域防災や防犯の分野をはじめ、まちづくり・環境等これまで女性の参画が進んでこなかった分野において、男女共同参画の視点に立った施策の促進が求められています。

全国で発生する自然災害の際、救助・援助、医療及び消火活動、ボランティア等、復旧・復興の担い手として多くの女性が活躍しています。そのため、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを改めて認識し、女性の意思決定の場への参画やリーダーとしての役割を担うことが必要です。

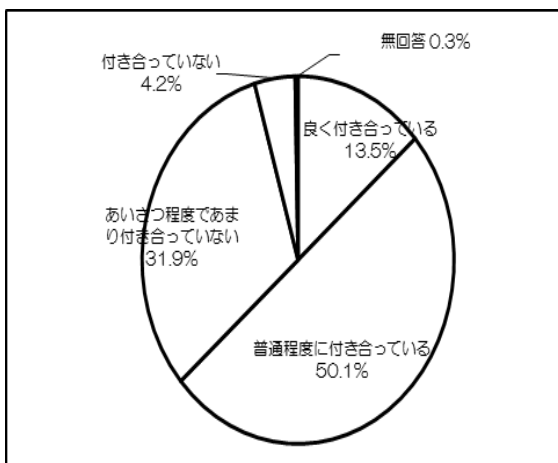
高齢者や障がいを持った方々が男女を問わず社会とかかわりながら生活できるよう、また、女性に偏りがちな介護負担の軽減を図っていくことも必要です。

さらに、地域での活動において、知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識とらわれることなく、活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

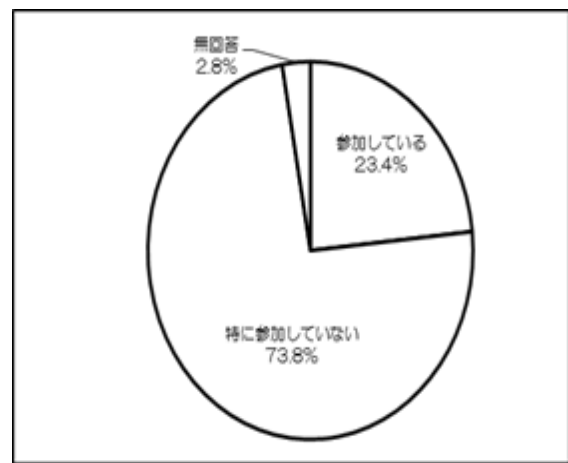
【避難所における女性配慮規定のある市町村数】



【近所付き合い】



【ボランティア活動の参加状況】



(資料：平成28年度市民意識調査)

## 施策 1 地域防災や環境等の分野における男女共同参画の促進

性差によるニーズの違いや高齢者・障がい者等の多様なニーズに配慮し、性別に関わらず自主防災組織や防災・防犯活動への参画を促すことで、災害への備えや避難所運営のあり方などに男女共同参画の視点をいかすよう取り組んでいきます。

また、女性の知識や経験が広くいかされるよう、環境の分野における女性の参画を推進します。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	防災の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズの違いや性差を市の防災対策に反映させるため、防災の分野における男女共同参画を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の強化</li> <li>・自主防災組織への女性の参画促進</li> </ul>	継続	地域振興課
2	女性の視点での災害時対応の推進	災害時の避難所設置や運営において、女性や高齢者、障がいのある人など特に支援を必要とする人に配慮した対応を、女性の視点で推進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災会議への女性の参画推進</li> <li>・女性や要配慮者など多様なニーズに対応する防災用品の備蓄（新規）</li> </ul>	継続 一部 新規	地域振興課
3	防犯の分野における男女共同参画の促進	男女のニーズの違いや性差を市の防犯対策に反映させるため、防犯の分野における男女共同参画を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防犯組織の強化</li> <li>・地域防犯組織への女性の参画促進</li> <li>・防犯パトロール活動の支援</li> </ul>	継続	地域振興課
4	環境の分野における男女共同参画の促進	女性の意見を地域の環境活動に反映させるため、環境の分野における男女共同参画を促進します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する分野への女性の参画促進</li> </ul>	継続	環境課



(H29年11月 防災訓練)

## 施策2 高齢者や障がい者の生活支援の充実

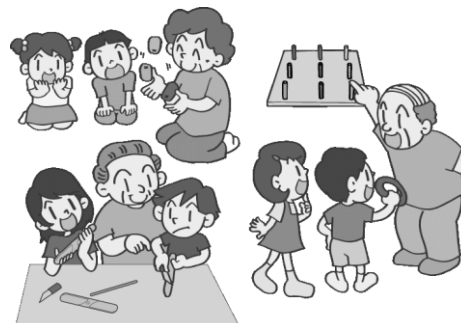
高齢者や障がい者、そしてその家族が、住みなれた地域の中で、安全に、安心して暮らし続けていけるよう、福祉サービスの充実を図ります。また、介護を担う家族の負担軽減を図り、家庭生活や仕事等を両立できる環境を整備します。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	地域での相互扶助・見守り活動の推進	<p>高齢者相互の交流を深め、コミュニティづくりを推進することにより、相互扶助と見守り活動の推進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者大学等の充実</li> <li>・世代間交流事業の推進</li> <li>・高齢者地域交流事業の推進</li> <li>・民生委員児童委員による見守り活動</li> </ul>	継続	生涯学習課 高齢介護課 社会福祉課
2	高齢者の社会参画の促進	<p>高齢者が社会の中での役割を担えるよう、シルバー人材センターや社会福祉協議会など関係団体と連携し、知識や経験等をいかしたボランティア活動や就業の機会の拡大に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動の支援</li> <li>・高齢者の就労支援の充実</li> </ul>	継続	高齢介護課 商工課 地域振興課 社会福祉課
3	生活基盤の整備	<p>高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生活基盤の整備に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険等、要介護高齢者や障がい者向け住宅改修制度の活用</li> <li>・公共施設のバリアフリー化の推進</li> </ul>	継続	高齢介護課 社会福祉課 まちづくり政策課 公共施設所管課
4	障がい者の社会参画の促進	<p>自らの意志と能力により、障がい者の社会参加が促進されるよう、支援の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外出支援等の各種支援制度の充実</li> <li>・障がい者の就労支援の充実</li> <li>・市が実施する事業等における参画の促進、合理的配慮の推進</li> </ul>	継続	社会福祉課 全庁

### 施策3 地域活動における男女共同参画の促進

地域での自治会やPTA、ボランティア団体、NPOなどの活動において、一人一人が持っている知識や経験、能力を十分に発揮でき、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がともに地域活動に参加しやすい環境づくりに努めます。また、地域活動における女性役員の登用を働きかけます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	地域活動における男女共同参画の促進	男女がともに様々な地域活動へ参画できるよう、自治会やPTA等への男女共同参画を推進するなど、地域での共同参画への環境整備に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における各種団体への啓発の推進</li> <li>地域における代表者等への女性の登用促進</li> </ul>	継続	地域振興課 生涯学習課
2	女性・市民活動団体の活動支援	女性の社会参加を促進するために、女性・市民活動団体の育成や支援を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>女性団体や市民活動団体への男女共同参画情報の提供や活動の支援</li> </ul>	継続	地域振興課 人権推進課 生涯学習課
3	地域活動への参画推進	定年を迎える人たちや、地域での活動経験の少ない人に、社会福祉協議会等と連携し地域活動に参加を促す啓発や学習機会の提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌・情報紙等による啓発</li> <li>地域活動参画促進に向けた公民館講座等の開催</li> <li>各種ボランティア養成講座の開催</li> </ul>	継続	地域振興課 人権推進課 生涯学習課 社会福祉課



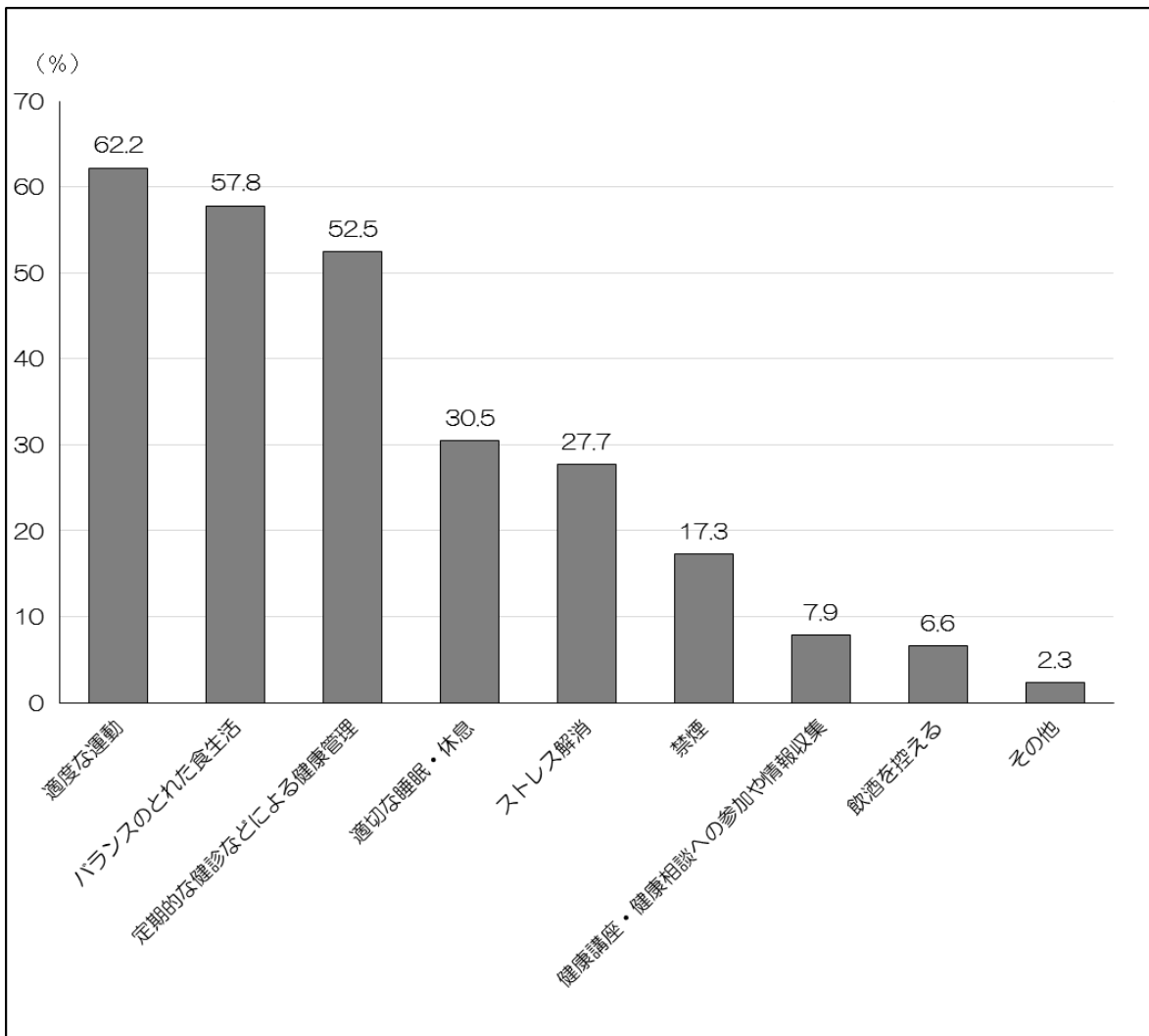
### 基本方針3 生涯を通じた健康づくり

心身ともに健康でいきいきと安心して暮らせることは、全ての人の望みであり、男女がともに自立して生きていくための基本的な要件でもあります。

そのためには、自らの健康を守るという意識の醸成と、健康づくりを支援するための健診や相談事業の充実、気軽に参加できるスポーツ機会の提供など、地域に密着した健康づくりを推進する必要があります。

特に女性は、妊娠や出産をはじめ、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。男女共同参画の視点からも、身体についての正しい情報を自ら入手し、自分で判断し、健康を享受できるよう、健康の保持・増進の施策の充実に努めます。

【健康でいきいきとくらすために】



(資料：平成 28 年度市民意識調査)



## 施策 1 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

市民が生涯を通じて健康な生活を享受できるよう、生活習慣予防など様々な情報提供や健康相談事業を実施し、男女が性差にも応じた心と体の健康づくりに取り組めるよう、必要な支援をしていきます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	健康づくりを目的とした市民組織の支援	市民組織による健康づくりの普及・啓発を図るための活動を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>健康運動普及推進員協議会の活動支援</li> <li>食生活改善推進員協議会の活動支援</li> <li>母子愛育会の活動支援</li> </ul>	継続	健康づくり推進課
2	健康づくりの推進	健康管理及び健康についての自覚を促すため、健康教育等を実施し、生涯における健康保持及び体力の増進に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>健康教育の充実</li> <li>健康増進事業の推進</li> <li>各種スポーツ教室の実施</li> </ul>	継続	健康づくり推進課 スポーツ振興課
3	健康診査の受診勧奨	市民の健康管理を推進するため実施する各種健康診査の受診率向上のため、周知・啓発に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>基本健康診査、特定健康診査等の受診率向上に向け、リーフレット等の活用</li> <li>がん検診等各種検診の個別通知での受診勧奨実施による受診率向上</li> <li>健康教室等の開催による啓発</li> </ul>	継続	健康づくり推進課
4	健康相談・心の健康相談事業の充実	自ら健康管理ができるよう支援するため、健康相談を充実させます。また、心の健康について悩みを持つ当事者や家族の相談について、専門家が対応する精神保健事業を充実させます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談の実施</li> <li>精神科医や臨床心理士による心の健康相談の実施(再掲)</li> </ul>	継続	健康づくり推進課

## 施策2 妊娠・出産等に関する健康支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯を通じて健康な生活を実現できるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)\*の考え方の普及と女性特有の疾病予防に取り組みます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）についての啓発	<p>妊娠や出産について、自分自身のライフサイクルの中で自己決定できるように意識の啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全な妊娠等に関する情報の提供</li> <li>出産についての意思決定・権利についての周知</li> </ul>	継続	健康づくり推進課 人権推進課
2	母子保健事業の充実	<p>妊婦健康診査や産婦訪問指導により妊産婦・新生児等の健康保持・増進を図ります。また、子育て世代包括支援センター*の設置により、切れ目のない、総合的な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦健康診査の実施</li> <li>妊産婦・赤ちゃん訪問等の充実</li> <li>乳幼児等健康相談事業の充実</li> </ul>	継続 一部 新規	健康づくり推進課
3	母性保護に関する理解の促進	<p>母性の重要性についての認識を深めるため、学校教育における性教育の充実と市民等への啓発、学習機会の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校における性教育（再掲）の推進</li> <li>新しく親となる方を対象とした子育て教室の開催</li> <li>健康教室等の開催による情報提供</li> </ul>	継続	学校教育課 健康づくり推進課
4	不妊に対する支援	<p>不妊に悩む夫婦に対して、経済的・精神的な負担の軽減を図るため、検査費・治療費の助成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不妊治療に関する検査費・治療費の助成制度についての周知</li> </ul>	継続	健康づくり推進課
5	女性特有の疾病の啓発と予防	<p>健康診査を受ける機会の少ない若い女性のために健康診査及び事後指導を行います。また、女性特有のがんである乳がん、子宮がんの検診を行い、疾病の早期発見・早期治療につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種がん検診</li> <li>啓発資料の配布</li> </ul>	継続	健康づくり推進課

\*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識され、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題は、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産・子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

\*子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援が提供できるよう、個別の相談や情報の提供、関係機関との連絡・調整を行う機関をいいます。

### 施策3 健康をおびやかす問題についての啓発

HIV等性感染症は、男女の健康や生命に甚大な影響をもたらします。そのため、正しい知識を提供し、啓発に努めます。また、薬物や飲酒、喫煙による健康への影響について、教育・啓発に努めます。

No.	取組名	事業	区分	主担当課
1	HIV、性感染症に関する情報の提供	<p>HIVを含む性感染症の予防や拡大を防ぐため、正しい知識の普及・啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性感染症等に関する正しい知識の普及・啓発</li> <li>・性感染症等に関する相談、検査事業の情報提供</li> <li>・小中学生を対象とした、発達段階に応じた適切な教育、啓発</li> <li>・健康相談の実施（再掲）</li> <li>・思春期保健事業の推進</li> </ul>	継続	健康づくり推進課 学校教育課
2	薬物・飲酒・喫煙による健康被害についての啓発活動	<p>薬物や飲酒、喫煙が、健康に及ぼす影響についての啓発活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレットやポスター等による啓発</li> <li>・健康教室の開催</li> </ul>	継続	健康づくり推進課
3	薬物乱用防止教育や啓発の充実	<p>小中学生が、薬物の乱用と健康被害について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう、教育・啓発を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学生や保護者を対象とした薬物乱用防止教室の開催</li> <li>・リーフレットや学校便り等を活用した啓発</li> </ul>	継続	学校教育課